

令和元年度

第5回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和元年8月8日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第5回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

| | | |
|-------|----------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 10件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） | 3件 |
| 議案第4号 | 千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について | 8件 |
| 議案第5号 | 農用地利用配分計画（案）の意見について | 2件 |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 5件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 10件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 39件 |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | 1件 |
| 報告第5号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 13件 |
| 報告第6号 | 現況確認書（非農地証明）について | 1件 |

<出席委員> (17名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------------|
| 1番 | 石井一也 | 2番 | 市原律子 |
| 3番 | 横山清亮 | 4番 | 小川友安 |
| 5番 | 清宮惠理子 | 6番 | 齊藤憲次 |
| 7番 | 浅川政明 | 8番 | 長谷川秀明 |
| 9番 | 高橋芳和 | 10番 | 竹下洋一 |
| 11番 | 秋庭重樹 | 12番 | 中村浩道 |
| 13番 | 西郡高夫 | 14番 | 伊原茂久 (職務代理者) |
| 15番 | 齊藤元治 | 16番 | 長谷部 衡平 (会長) |
| 17番 | 梶本 泉 | | |

<事務局説明員>

| | | | |
|--------|--------|-------------|--------|
| 事務局長 | 松浦良恵 | 次長 | 岡本茂之 |
| 次長補佐 | 橘 蘭俊朗 | 農地利用最適化推進班長 | 福島 悟 |
| 農地保全班長 | 原 田賢一 | 農地審査班長 | 江 上章子 |
| 農地指導班長 | 根 本幸枝 | | |

議長
(長谷部会長)

開 会 (午前10時00分)

ただいまより、令和元年度第5回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 9番 高橋 芳和 委員

議席番号10番 竹下 洋一 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案第1号第1項につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります千葉縣市原市押沼に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しています。

次に第2項につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、義務者であります緑区越智町に在住の方が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため使用貸借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、ブロッコリー、白菜などを予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たして

いるものと判断し、許可相当と意見決定しました。
説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

———— 質問・意見等なし ————

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を上程いたします。
事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。
議案第2号ですが、第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。
議案書2ページをご覧ください。
資料は3ページから5ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。
現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

本案件は、次の第3項と一体案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料6ページから8ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール桜木駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、第2項は、水道管、下水道管が埋設された沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と病院があることから第3種農地と判断しました。

第3項は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後にオーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第4項です。

お手元の資料9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR誉田駅から北に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後にオーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第5項です。

本件は次の第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、産業廃棄物最終処分場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR誉田駅から南東に約5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、土嚢を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は調整池へ放流後、側溝に接続します。

他法令関係につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、「産業廃棄物処理施設変更許可申請」がされており、現在手続き中です。

次に第7項です。

お手元の資料15ページをご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR幕張駅から北東に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽にて処理後に雨水管へ接続、雨水は浸透施設にて処理後にオーバーフロー分を雨水管へ放流します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第8項です。

お手元の資料16ページをご参照ください。

本案件は、障害福祉サービス事業施設用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉都市モノレールみつわ台駅から北東に約1キ

ロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後にオーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第9項です。

お手元の資料17ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水は自然浸透で処理します。

次に第10項です。

お手元の資料18ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地は原則転用不可とされておりますが、既存施設の拡張を行う場合、既存施設の面積の2分の1を超えない範囲で認められるものです。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、

意見等がありましたら、お願いいたします。

橋本委員

4 ページの第 5 項及び 6 項の産業廃棄物最終処分場用地ですが、先ほどの事前審査班長の説明の中では産業廃棄物処分場の営業許可は、最初は借地で営業を開始し、その後所有権移転を図り 2 回 3 回と規模を拡大しています。

第 2 種農地ということで許可せざるを得ないと思いますが、ちょっと引っかかるものがあります。

一度産業廃棄物処分場として認められたものがその後増設を重ね規模拡大していく、これについては産業廃棄物指導課が確認しているとは思いますが、これについて地元の同意が取れているか。担当窓口は違うかと思いますがわかる範囲で教えてください

事務局

委員のおっしゃる通りこの処分場に係る申請は初めてではありません。農地転用の観点としては、今回は農用地の除外を経てから農地転用の申請を行っており、第 2 種農地と区分されるものですので農地転用については認められるものです。

平成 15 年に農地転用の申請がされ、当該事業については完了報告を受け、そのあとは、平成 21 年に 5 条申請がされ、これについても完了報告を受けています。次に平成 26 年にも 5 条申請が出ており、こちらについても事業が完了したということを確認したため信用性のある法人ということで転用申請手続きを進めたものです。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律についての手続きですが、令和元年 5 月 31 日付で産業廃棄物施設変更許可申請書が提出されており、申請について産業廃棄物指導課で内容について精査し、許可が下りた場合には併せて農地法についても許可証を発行する予定となっております。

長谷川委員

5 項、6 項ですが既存の施設では有害物質のようなものは出ていないのでしょうか。

事務局

埋め立てされるものはがれき類、金属くず、布くず、ガラスくず、コンクリートくず、廃プラスチック類等です。これらが土壤に埋め立てられることにより、有害物質が流出する恐れがあるのではないかと、というご質問は事前審査会でもなされました。これについては現地調査の際に申請法人から説明があり、また産業廃棄物指導課への聞き取り調査を行ったところ有害物質となりうる

鉛・カドミウム等が含まれないためそういったことは起こりえないとのことでした。

また、中間管理施設で破碎・圧縮処理をされたものがこの土地に埋め立てられる前には、プロセスとして埋立不可のものが含まれていないかを確認することが義務付けられているとのことでした。

議長
(長谷部会長)

産業廃棄物の担当課のほうでは、地域の皆さんに説明はしているのですが、そのなかでも農業委員会のほうで農家に説明はあったのか、ということは考えてあげてもいいのではないかと、思います。

事務局

本法人に関しては、地域の農家の方が代替地を求めて3条申請を行う等があり、事務局とのやり取りがありました。今回はこういった機会も捉えて指導していきたいと思っております。

橋本委員

これは要望ですが、大木戸町は私の住んでいる、板倉町の隣で近くには大椎町、越智町などがあります。この地域には当初の産業廃棄物処理場の土地を近隣の方が貸して、その際に反対運動が持ち上がりました。

その際は決着がついたのですが、その後増設を行う際には、地元には説明は一切されていないと思っております。

ですから、今後は産廃処分場を設置する際は環境アセスメントや、地域の説明会などを行っていただきたいです。

できれば、地域の町内会長など、全員集める必要はないが、これくらいの面積を増設します、ということ産廃処理場の担当課から伝えてもらったほうが良いと思っております。

議長
(長谷部会長)

近隣の集落の方が知らないとはやはり問題だとは思いますが、許可要件にはないかもしれませんが、近隣の方にはやはり重要なことなので説明する必要があるかな、と思っております。

事務局でも配慮いただきたいと思っております。

秋葉委員

埋立が終わったあと、この土地はどうするのでしょうか。

事務局

権利者が活用するのではなく、他に売却することを見込んでいるとのことでした。

| | |
|---------------|--|
| 清宮委員 | 第1項、9項がそうなのですが、駐車場用地については、車を停めるだけか、それとも何か事業を行うために駐車するのかを分けて記載していただければ誤解がないと思います。 |
| 事務局 | 事業目的の記載方法には特に規定はないので、こういった総会の場で分かりやすいネーミングを考えていくということが必要だと思います。この事業名称が許可書に記載されてしまうので、事業者と相談して決めているが、今回は更に精査していきます。 |
| 議長 (長谷部会長) | 先ほど、車を解体するという話だったが、油水分離槽についてはきちんと設けていただきたい。 |
| 事務局 | 今回の現地調査において確認しましたが、申請地において解体は行わず、近隣施設で解体して搬入するとのことでした。 |
| 秋葉委員 | 同様の施設は若葉区や八街市で多いが、後の検査はきちんと行ったほうが良いと思います。 |
| 浅川委員 | 産廃の事業を行っている間、地目は何になるのでしょうか。 |
| 事務局 | 地目変更登記のタイミングは申請者の判断によります。変更後の登記地目は雑種地になるかと思われます |
| 清宮委員 | 9項についてはここで解体を行うようだが、油の処理は把握しているようでしたら教えてください |
| 事務局 | 事業者への聞き取りについては、原則稼働車を持ち込むので、解体は頻繁には行わない、とのことでした。 |
| 清宮委員 | 油の処理はきちんと守られているかをきちんと検査する手段をとっていかないと、なし崩しになってしまいます。 |
| 事務局 | 解体業の免許をきちんととっている業者であれば油水分離装置は義務付けられています。 もちろん農地法の観点でも求めています。 |
| 秋葉委員 | 解体業が悪いとは言わないが、きちんと審査していきたいと思っています。 |

| | |
|--------------------|---|
| 梶本委員 | <p>1項や9項については、どちらかといえば資材置き場に近いのではないかと思います。千葉県にはヤード適正化条例という条例があります。</p> <p>油水分離の問題や床は鉄筋コンクリでなければならないなどの規定がありますが、先ほどの施設はこの条例の適用にはならないのでしょうか。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>梶本委員がおっしゃるように、申請に来た時に他法令についても併せて説明していただいたら、と思います。</p> <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議場 | <p>————— 挙手 —————</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> |
| 事前審査第1班長 (伊原班長) | <p>説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>第1項から第3項について、一体案件となりますので、合わせてご説明いたします。</p> <p>資料は19ページから25ページの位置図・公図・土地利用計画図を御覧ください。</p> <p>本件は、若葉区富田町の権利者が市民との交流イベントを開催するにあたり、近隣の畑3筆の一部、合計4,726平方メートルに使用貸借権を設定し、一時的に「来場者駐車場及びイベント用地」として使用したい、というものです。</p> <p>使用にあたり、造成などの工事はございません。</p> <p>一時転用期間は、令和元年9月21日から10月27日までとなります。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、</p> |

| | |
|---------------------|---|
| | 許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。 |
| 議長 (長谷部会長) | ありがとうございます。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。 |
| 橋本委員 | 今回の申請は毎年行っている、富田都市農業交流センターの収穫祭で使用するものと思います 以前にも要望したが、なるべく手続きを簡素化できないものか と思います。 |
| 事務局 | 法の規定で事務の省略はできませんが、申請者と相談の上おっしゃるように資料を共通化するなど、なるべく簡素化していきたいと思っています。 |
| 議長 (長谷部会長) | 他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 議場 | ———— 挙手 ———— |
| 議長 (長谷部会長) | 賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。 次に議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。 |
| 事前審査第1班班長 (伊原班長) | ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の9ページをご覧ください。 第1項は、若葉区桜木在住の農家の方2名が、同区加曽利町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積981平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はイチゴ、トマト、オクラなどです。 第2項から10ページの第4項は、権利者が同一のため一括し |

てご説明します。緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区板倉町在住の方5名の所有する同町の畑4筆、合計面積3,964平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目はキャベツ、トウモロコシで、経営拡大後は、新たに大豆を作付けする予定です。

次に11ページになります。

第5項は、富里市立沢の農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方の所有する同町の畑4筆、合計面積3,229平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、作付品目は小松菜です。

第6項は、緑区平川町の農地所有適格法人が、同町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積8,117平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は10年、作付品目は施設花き」です。

次に12ページになります。

第7項及び第8項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が緑区大木戸町在住の方、他1名の所有する畑3筆、合計面積4,638平方メートルに使用貸借権及び賃借権を設定するもので、設定期間は第7項が10年、第8項が5年です。

これら第7項及び第8項は、農地中間管理機構が作成する議案第5号の農用地利用配分計画案に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第8項の合計面積は、20,929平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長) ありがとうございます。
ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長 ———— 質問・意見等なし ————

議長
(長谷部会長) 質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長 ———— 挙 手 ————

議長
(長谷部会長) 賛成全員でございますので、議案第4号は、原案どおり決定といたします。
次に議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします
事前審査第1班長、説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長) ご説明いたします。
本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものです。
意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。
議案書の14ページをご覧ください。
第1項は、緑区大木戸町の畑2筆、面積合計2,953平方メートルを、同町在住の農家の方に使用貸借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和11年8月31日までの約10年間、権利者の作付品目は人参、ゴボウとなります。
第2項は、若葉区若松町の畑1筆、面積1,685平方メートルを、若葉区小倉町在住の農家の方に貸借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和6年8月31日までの約5年間、権利者の作付品目はいちご、トマト、ブルーベリーとなります。

| | |
|---------------|---|
| | <p>事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>議案第5号の説明は以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> |
| 齊藤(憲)委員 | <p>議案書の「農業専従者」の欄について農業従事者と補助者は従事する日数によって異なるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>委員のおっしゃるように日数によって分けられています。</p> |
| 齊藤(憲)委員 | <p>議案第4号の「農地利用集積計画」では従事日数がわかるように表記されていますが、5号の「農地利用配分計画」では異なる表記なのはなにか理由はあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>農地中間管理事業の申出書類の記載に従った記載となっております。</p> |
| 齊藤(憲)委員 | <p>記載方法を統一したほうが良いようにも思えます。</p> |
| 秋葉委員 | <p>補助者がいない場合、補助者0人と記載する必要があるのでしょうか。かえってわかりづらいように思います。</p> |
| 事務局 | <p>記載方法を検討していきます。</p> |
| 橋本委員 | <p>第1項は従事者1人で畑2町歩、第2項は同じく従事者一人で1町5反とありますが、1人で耕作するのは難しいと思います。記載していないがほかに補助者がいるのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>臨時雇については補助者にもカウントしていません。</p> <p>1項については連作ができないので畑を少し休ませると聞いておりますが、2項の記載については特段の事情は確認していませんが、臨時雇がいるかどうかは別として、従事者については1人と申し出を受けています。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 議長 (長谷部会長) | 次回から農業専従者の欄についてはもう少し確認していただきたいと思います。 |
| 西郡委員 | 2項について、栽培している作物を教えてください。 |
| 事務局 | イチゴ、トマト、ブルーベリーを栽培しています。 |
| 橋本委員 | 第1項の方は個人的に存じているが、高齢なので息子さんが手伝っているはずです。書類だけだとわからない部分が出てくるので聞き取りを行ったほうが良いと思います。 |
| 議長 (長谷部会長) | 他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 議場 | ——— 挙 手 ——— |
| 議長 (長谷部会長) | 賛成全員でございますので、議案第5号は、「意見なし」と決定いたします。 |
| | 以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 報告案件について、ご説明いたします。 議案書の15ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の16ページまでに5件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の17ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出が |

あったもので議案書の18ページまでに10件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の23ページまでに39件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の24ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の26ページまでに13件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行った結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第6号「現況確認書（非農地証明）について」は、申請地の現況について、農地法上の農地等に該当しないことについて、証明願があったもので、1件ございました。

内容につきましては記載のとおりであり、確認書を発行済みです。

報告案件につきましては、以上でございます。

| | |
|---------------|--|
| 議長 (長谷部会長) | ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。 |
| 橋本委員 | 報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答についてのNO.10について、登記地目が畑で現況地目も畑なのですが、なぜ照会があったのか理由を教えてください。 |
| 事務局 | <p>現地は周囲を宅地に囲まれた小倉町の調整区域ですが、法務局に対して宅地への地目変更の申請が出されたため、法務局から農業委員会へ照会がなされたものです。</p> <p>現地を確認したところ、耕作はされていないものの農地であると判断しました</p> |
| 橋本委員 | <p>この照会は現況地目が登記地目と異なる場合に農業委員会としての判断を回答し、法務局が最終的な判断を行うものだと思いますが、登記地目と現況地目が同じなのは珍しいと思います。</p> <p>申請した方は宅地にしたいということなのですね。</p> |
| 事務局 | 農業委員の方に現地を確認していただきましたが、一人目の申請者の方の農地は少し草が生えていますが、きれいな状態、二人目の方は防草シートを張っているが耕作は可能な状態であると判断していただきました。 |
| 橋本委員 | それでは法務局でも地目の変更は行わないと思います。 |
| 事務局 | 申請者は宅地への転用を考えていると思いますが、農地法第5条による転用の手続きよりも、とりあえず比較的簡便な手続きである、地目変更の手続きを出してみようと考えられたということだと推測されます。 |
| 事務局 | 周囲は宅地なので、正式に転用の申請が出された場合、許可は可能だと思われます。 |
| 議長 (長谷部会長) | <p>他に質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。</p> |

以上をもちまして、令和元年度第5回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。
委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。

閉 会 （午前11時30分）